

<別表 1 >

補助対象経費	補助金額	補助対象事業	対象経費の条件等
改修工事費	対象経費の2分の1以内 (上限35万円、千円未満切捨て)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性専用スペースの充実化に要する設計及び工事費用(女性専用トイレ、更衣室、休憩室、シャワールーム及び仮眠室の新設) ・男女兼用スペース又は男性専用スペースを改装・分割して、女性専用スペースを新設する設計及び工事費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の実施は、福山市内の事業所に限る ・補助対象となる経費については、改修工事費と工事に直接関連する諸経費、備品購入費と備品の導入に係る費用(賃借料等)とし、既存建物の取り壊し費用は対象外とする ・男女兼用スペースまたは男性専用スペースを改装・分割する場合は、女性専用スペースに該当する費用のみに限る ・工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の賃貸借契約を伴う導入については、当該年度末までに支払を完了するものを対象とする ・補助対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
備品購入費		<ul style="list-style-type: none"> ・当事業で新設する女性専用スペースに付属する備品購入費用(トイレに設置するウォシュレット、更衣室に設置するエアコン等) ・工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の導入費用 	